

專 決 処 分 報 告 書

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和5年11月27日提出
八代市長 中村博生

損害賠償報告書

専決処分年月日：令和 5 年 9 月 5 日

事故発生年月日 (賠償金支払日)	相手方	事故の状況及び原因	賠償金額	道路賠償責任保険	市費負担額
令和 5 年 7 月 12 日 (令和 5 年 9 月 15 日)	個人	市道「内田江向西区線」を走行中の相手方車両が、道路上のポットホールに入り込み、左前輪タイヤがパンクし、ホイールも損傷した。	円 186,615	円 186,615	円 0

専決処分年月日：令和 5 年 9 月 5 日

事故発生年月日 (賠償金支払日)	相手方	事故の状況及び原因	賠償金額	道路賠償責任保険	市費負担額
令和 5 年 7 月 12 日 (令和 5 年 9 月 15 日)	個人	市道「内田江向西区線」を走行中の相手方車両が、道路上のポットホールに入り込み、左前輪タイヤがパンクし、ホイールも損傷した。	円 35,933	円 35,933	円 0

※ 上記 2 件の事故については、同一日、同一箇所において発生したもので、賠償金額の違いは、タイヤ及びホイールの違いによるものです。